



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次

(取扱課室名) ページ

○ 告示

1243	随意契約の相手方の決定	(税務課).....	1
1244	指定自立支援医療機関の指定	(障害福祉課).....	2
1245	〃	(〃).....	2
1246	〃	(〃).....	2
1247	保安林の指定施業要件の変更	(森林整備課).....	2
1248	〃	(〃).....	3
1249	〃	(〃).....	3
1250	〃	(〃).....	4
1251	道路の位置の指定	(都市政策課).....	4
1252	平成26年度和歌山下津港ガントリークレーン修繕業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等	(港湾空港課).....	4

○ 公安委員会告示

39	技能検定員審査及び教習指導員審査の実施	6
----	---------------------	-------	---

○ 監査公表

	監査公表第20号	7
--	----------	-------	---

告 示

和歌山県告示第1243号

番号制度導入に伴う県税運営システムの第一次改修業務委託契約について、随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年和歌山県規則第107号）第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成26年10月7日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
番号制度導入に伴う県税運営システムの第一次改修業務 一式
- 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
和歌山県総務部総務管理局税務課
和歌山市小松原通一丁目1番地
- 随意契約の相手方を決定した日
平成26年9月5日
- 随意契約の相手方の氏名及び住所
株式会社南大阪電子計算センター
大阪府貝塚市脇浜四丁目2番22号
- 随意契約に係る契約金額
49,819,860円（うち消費税及び地方消費税の額3,690,360円）

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約の理由

特例政令第10条第1項第2号の規定に該当し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第2項及び同法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第2号の規定により随意契約する。

和歌山県告示第1244号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので公示する。

平成26年10月7日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師（薬剤師）の氏名又は訪問看護ステーション等の名称	指 定 年 月 日
阪神調剤薬局和歌山日赤店	和歌山市小松原通四丁目21番地	長野恭久	平成 26. 10. 1

和歌山県告示第1245号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので公示する。

平成26年10月7日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師（薬剤師）の氏名又は訪問看護ステーション等の名称	指 定 年 月 日
たんぼぼ薬局和歌山日赤前店	和歌山市小松原通四丁目22番地 トー ホービル1階	星野友香	平成 26. 10. 1

和歌山県告示第1246号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので公示する。

平成26年10月7日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師（薬剤師）の氏名又は訪問看護ステーション等の名称	指 定 年 月 日
フロンティア薬局和歌山日赤前店	和歌山市小松原通四丁目19番地	竈谷基樹	平成 26. 10. 1

和歌山県告示第1247号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成26年10月7日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 有田郡広川町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 水源の^{かん}涵養
- 3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び有田振興局地域振興部林務課並びに広川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第1248号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成26年10月7日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 有田郡広川町（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的 水源の^{かん}涵養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び有田振興局地域振興部林務課並びに広川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第1249号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成26年10月7日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 有田郡有田川町（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び有田振興局地域振興部林務課並びに有田川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第1250号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
平成26年10月7日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 有田郡有田川町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 水源の涵養^{かん}
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び有田振興局地域振興部林務課並びに有田川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第1251号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。
平成26年10月7日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指定番号	指 定 位 置	申 請 者 住 所 氏 名	指定年月日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
3278	有田郡有田川町大字野田字堂ノ浦229番1の一部、229番2の一部	有田郡有田川町大字天満314番地1 嶋朝也	平成 26.9.25	6.00	39.10

和歌山県告示第1252号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の5第1項の規定に基づき、和歌山下津港に設置するガントリークレーンの修繕に係る一般競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法を次のように定める。
平成26年10月7日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 競争入札に付する業務の名称及び履行期限
 - (1) 業務の名称

平成26年度 特港管第1号 和歌山下津港ガントリークレーン修繕業務
 - (2) 履行期限

平成27年3月27日（金）まで
- 2 競争入札に参加する者に必要な資格事項

この競争入札に参加することができる者は、平成26年10月10日（金）現在において、次の要件を満たしている者とする。

 - (1) 自治法令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
 - (2) 自治法令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
 - (3) 和歌山県が行う一般競争入札に関する入札参加資格の停止の措置を受けている者でないこと。

- (4) 国税、県税及び市町村税を滞納していない者であること。
- (5) 和歌山県が行う調達契約等からの暴力団排除に関する事務取扱要領（平成20年制定）に規定する排除措置を受けている者でないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (7) 平成26年10月10日（金）から過去5年間に国、都道府県、政令指定都市若しくは県内市町村又は独立行政法人、公社・公団、県外市町村、民間企業等と契約した同種同規模の業務を適正に履行（完了）した実績を有する者であること。
- (8) クレーン等安全規則（昭和47年労働省令第34号）に基づくクレーン・デリック運転士の資格を有し、かつ、同種のガントリークレーンについての1年以上のメンテナンス修理等の実務経験を有する者を1名以上常時雇用している者であること。
- 3 資格審査申請書類及びその配布方法等
- (1) この競争入札の参加資格の申請に必要な書類は、次のとおりとする。ただし、和歌山県建設工事等契約に係る入札参加資格を有する者にあつては、当該資格を有することを証する書面の写しの提出をもって、次のイからキまでの書類の提出に代えることができる。
- ア 競争入札参加資格審査申請書
- イ 営業概要書（事業概要書）
- ウ 法人にあつては、発行後3か月を経過していない当該法人の登記事項証明書
- エ 印鑑証明書（発行後3か月を経過していないもの）
- オ 使用印鑑届
- カ 直近2年分の財務諸表（法人にあつては貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書、個人にあつては青色申告書又は白色申告書の写し）
- キ 次に掲げる税金に未納がないことが確認できる納税証明書で発行後3か月を経過していないもの
- （ア）法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税
- （イ）和歌山県が課する県税全税目
- （ウ）直近1事業年度分の法人市町村民税（個人にあつては、直近1年度分の市町村民税）
- ク 誓約書
- ケ 委任状（申請者が代理人を選任した場合）
- コ 2の（7）及び（8）に掲げる資格を証明する書類
- (2) (1) のア、イ、オ、ク、ケ及びコに掲げる申請書類の用紙については、県で定めるものとし、和歌山県が示す仕様書及びこれらの用紙は、平成26年10月10日（金）から同月20日（月）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）に規定する県の休日（以下「休日」という。）を除く日の午前9時から午後5時までの間に、5に掲げる場所で配布を行う。
- (3) (1) に掲げる申請書類について質問がある者は、平成26年10月16日（木）午後5時までの間に和歌山下津港湾事務所総務管理課に対して書面（ファクシミリを含む。）により行うものとする。
- 4 資格審査申請書類の受付期間及び受付場所
- 平成26年10月10日（金）から同月20日（月）までの休日を除く日の午前9時から午後5時までの間に5に掲げる場所で受け付ける。
- 5 資格審査申請書類の配布の場所
- 和歌山下津港湾事務所総務管理課
- 郵便番号 640-8287
- 和歌山市築港六丁目22番地
- 電話番号 073-431-7266
- ファクシミリ番号 073-431-7165

6 資格審査の結果の通知

資格審査申請者には、競争入札参加資格結果通知書を平成26年10月27日（月）までに郵送により送付する。

7 競争入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

- (1) 競争入札参加資格がないと認められた者は、本県に対し、その理由について説明を求めることができる。
- (2) (1) の説明は、6の通知を受けた日の翌日から起算して10日以内（休日を除く。）に書面により求めるものとする。
- (3) (2) の書面は、持参又は書留郵便により提出するものとする。
- (4) 説明を求めた者に対しては、(2) の書面を受理した日の翌日から起算して3日以内（休日を除く。）に書面により回答するものとする。
- (5) (2) の書面の提出は、5に掲げる場所とする。

公安委員会告示

和歌山県公安委員会告示第39号

技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「国家公安委員会規則」という。）第1条及び第10条第1項の規定により、技能検定員審査及び教習指導員審査を次のとおり実施する。

平成26年10月7日

和歌山県公安委員会委員長 片山博臣

1 審査の種類等

種 類	内 容	期 日	場 所
技能検定員審査（大型） 技能検定員審査（中型） 技能検定員審査（普通） 技能検定員審査（大特） 技能検定員審査（大自二） 技能検定員審査（普自二） 技能検定員審査（けん引） 技能検定員審査（大型二種） 技能検定員審査（中型二種） 技能検定員審査（普通二種）	技能検定に関する技能及び知識	平成26年11月19日（水）から同月21日（金）までの間	和歌山市西1番地 交通センター内 和歌山県警察本部 交通部運転免許課
教習指導員審査（大型） 教習指導員審査（中型） 教習指導員審査（普通） 教習指導員審査（大特） 教習指導員審査（大自二） 教習指導員審査（普自二） 教習指導員審査（けん引） 教習指導員審査（大型二種） 教習指導員審査（中型二種） 教習指導員審査（普通二種）	教習に関する技能及び知識		

2 申請手続

(1) 申請の受付期間

平成26年10月20日（月）から同月27日（月）までの毎日（ただし、土曜日及び日曜日を除く。）午前9時から午後5時までの間

(2) 申請場所

和歌山市西1番地 交通センター内 和歌山県警察本部交通部運転免許課

(3) 申請に必要な書類等

- ア 運転免許証
- イ 審査申請書 (申請場所で所定の用紙を交付する。)
- ウ 国家公安委員会規則第17条各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面
- エ 写真 (申請前6か月以内に撮影した縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの無帽、正面、上三分身、無背景のもの) 1枚

(4) 審査手数料

- ア 教習指導員審査手数料
15,000円を超えない範囲内において和歌山県使用料及び手数料条例 (昭和22年和歌山県条例第28号) で定める額
- イ 技能検定員審査手数料
23,500円を超えない範囲内において和歌山県使用料及び手数料条例で定める額

3 審査についての問い合わせ先

和歌山県警察本部交通部運転免許課運転免許試験場教習所係 (電話073-473-0110 内線363)

監 査 公 表

和歌山県監査公表第20号

地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第199条第4項の規定により、平成26年8月18日、20日、21日及び22日に実施した監査の結果を、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

平成26年10月7日

和歌山県監査委員 保 田 栄 一
 和歌山県監査委員 足 立 聖 子
 和歌山県監査委員 井 出 益 弘
 和歌山県監査委員 宇治田 栄 蔵

1 監査対象機関及び監査実施年月日

監 査 対 象 機 関	監査実施年月日
知事直轄	平成26年8月18日 平成26年8月21日
総務部	平成26年8月18日
企画部	平成26年8月18日
環境生活部	平成26年8月21日
福祉保健部	平成26年8月22日
商工観光労働部	平成26年8月21日
農林水産部	平成26年8月20日
県土整備部	平成26年8月20日
会計局	平成26年8月21日
県議会事務局	平成26年8月20日
人事委員会	平成26年8月18日
労働委員会	平成26年8月18日
選挙管理委員会	平成26年8月22日
監査委員	平成26年8月22日
教育委員会	平成26年8月21日
公安委員会	平成26年8月18日

2 監査の結果

- (1) 指摘事項
なし
- (2) 注意事項
知事直轄

ア 正規の勤務時間外に公用車を運転した職員の超過勤務については、平成23年3月25日付け人第495号人事課長通知に従い、適正に処理されたい。

(広報課)

イ 旅行命令をすべきところ外出承認でしていたので、適正に処理されたい。

(総務企画課)

ウ 早朝出発夜間帰着の条件を満たす旅行命令において、早朝出発夜間帰着欄への記入がなされていなかったもので、適正に処理されたい。

(総務企画課)

エ 正規の勤務時間外に公用車を運転した職員の超過勤務については、平成23年3月25日付け人第495号人事課長通知に従い、適正に処理されたい。

(総務企画課)

オ 旅行命令をすべきところ外出承認でしていたので、適正に処理されたい。

(施設調整課)

カ 早朝出発夜間帰着の条件を満たす旅行命令において、早朝出発夜間帰着欄への記入がなされていなかったもので、適正に処理されたい。

(施設調整課)

キ 旅行命令をすべきところ外出承認でしていたので、適正に処理されたい。

(競技力向上推進課)

ク 旅行命令簿において、用務地の地点名称記載不備により旅費支給額が不足していたので、適正に処理されたい。

(競技力向上推進課)

ケ 重要物品の集中調達が入札不調となったため、随意契約を行っているが、契約締結の決裁が総務事務集中課に合議されていなかった。

また、こうした随意契約の際、当初競争入札に付するときに定めた予定価格の金額を超えた額で契約を締結しているものがあったので、適正に処理されたい。

(競技力向上推進課)

総務部

ア 旅行命令をすべきところ外出承認でしていたので、適正に処理されたい。

(総務学事課)

イ 集中調達物品以外の物品の調達に係る消耗品の納品について、納品書に受付印及び担当者の個人印の押印がなされていないものがあったので、平成21年1月5日付け出第306号会計管理者及び財第235号総務部長通知に従い、適正に処理されたい。

(行政改革課)

ウ 夜間帰着の条件を満たす旅行命令において、早朝出発夜間帰着欄への記入がなされていなかったもので、適正に処理されたい。

(人事課)

エ 早朝出発夜間帰着の条件を満たす旅行命令において、早朝出発夜間帰着欄への記入がなされていなかったもので、適正に処理されたい。

(財政課)

オ 県税の収入率は、97.6%と前年度に比し0.4ポイント上昇し、平成25年度末の収入未済額も約19億2,377万円と約2億7,102万円圧縮するなど、県税徴収対策本部を設置して滞納整理における初動体制の強化などに取り組んだ成果が出ている。

個人県民税の収入未済額は、県税全体の収入未済額の約79%を占めており、市町村への職員派遣や地方税法(昭和25年法律第226号)第48条の規定に基づく直接徴収を継続実施するとともに、今

後も市町村や地方税回収機構との連携を深め、全体として県税収入率向上対策事業の推進により、収入の確保に努められたい。

また、延滞金等諸収入の収入未済についても、適正な債権管理により、収入未済額の縮減に努められたい。

(税務課)

カ 旅行命令をすべきところ外出承認でしていたので、適正に処理されたい。

(税務課)

キ 旅行命令簿の復命欄において、命令権者確認印の押印漏れがあったので、適正に処理されたい。

(市町村課)

ク 旅行命令をすべきところ外出承認でしていたので、適正に処理されたい。

(管財課)

ケ 旅行命令をすべきところ外出承認でしていたので、適正に処理されたい。

(総合防災課)

企画部

ア 委託契約において、分割支払時に書面による報告を徴する契約内容になっていなかったため、適正に処理されたい。

(企画総務課)

イ 正規の勤務時間外に公用車を運転した職員の超過勤務については、平成23年3月25日付け人第495号人事課長通知に従い、適正に処理されたい。

(企画総務課)

ウ 早朝出発夜間帰着の条件を満たす旅行命令において、早朝出発夜間帰着欄への記入がなされていなかったため、適正に処理されたい。

(情報政策課)

エ 郵便切手類使用簿において、複数人による四半期ごとの現物確認がなされていないので、和歌山県物品管理等事務規程(昭和39年和歌山県訓令第20号)に基づき、適正に処理されたい。

(情報政策課)

オ 早朝出発夜間帰着の条件を満たす旅行命令において、早朝出発夜間帰着欄への記入がなされていなかったため、適正に処理されたい。

(地域政策課)

カ 郵便切手類使用簿において、複数人による四半期ごとの現物確認がなされていないので、和歌山県物品管理等事務規程(昭和39年和歌山県訓令第20号)に基づき、適正に処理されたい。

(地域政策課)

キ 平成23年度地域資源活用ビジネス推進によるUIターン人材誘致事業委託契約不履行に伴う前払の返還金及び賠償金は、平成25年度末で約80万円が収入未済となっているので、適正な債権管理により収入未済額の縮減に努められたい。

(過疎対策課)

ク 早朝出発夜間帰着の条件を満たす旅行命令において、早朝出発夜間帰着欄への記入がなされていなかったため、適正に処理されたい。

(過疎対策課)

ケ 随意契約で請書を徴した修繕業務において、総務事務集中課への合議がなされていなかったため、適正に処理されたい。

(過疎対策課)

コ 早朝出発夜間帰着の条件を満たす旅行命令において、早朝出発夜間帰着欄への記入がなされていなかったため、適正に処理されたい。

(人権政策課)

環境生活部

ア 旅行命令をすべきところ外出承認でしていたので、適正に処理されたい。

(環境生活総務課)

イ 早朝出発夜間帰着の条件を満たす旅行命令において、早朝出発夜間帰着欄への記入がなされていなかったもので、適正に処理されたい。

(環境生活総務課)

ウ 産業廃棄物不適正処理及び産業廃棄物不法投棄に係る行政代執行費用の未収金については平成25年度末で約11億1,989万円であり、前年度に比し25万円減少している。

今後とも分納が滞らないよう納付指導を行い、適正な債権管理に努められたい。

(循環型社会推進課)

エ 早朝出発夜間帰着の条件を満たす旅行命令において、早朝出発夜間帰着欄への記入がなされていなかったもので、適正に処理されたい。

(循環型社会推進課)

オ 物品管理について、現物確認できない備品があったので、適正に処理されたい。

(環境管理課)

カ 早朝出発夜間帰着の条件を満たす旅行命令において、早朝出発夜間帰着欄への記入がなされていなかったもので、適正に処理されたい。

(県民生活課)

キ 集中調達物品の調達に係る消耗品の納品について、納品書に受付印及び担当者の個人印の押印がなされていないものがあったので、平成21年1月5日付け出第306号会計管理者及び財第235号総務部長通知に従い、適正に処理されたい。

(県民生活課)

ク 旅行命令をすべきところ外出承認でしていたので、適正に処理されたい。

(青少年・男女共同参画課)

福祉保健部

ア 生活保護費返還金の未収金については、平成25年度末で約4,430万円であり、前年度に比し約149万円増加している。

今後とも、被保護者の資産状況を精査し収入の把握に努めるなど、新規の未収金の発生防止に努めるとともに、過年度分の未収金について、未納者の現状を把握して償還指導を行うなど、引き続き債権管理に努められたい。

(福祉保健総務課)

イ 隣保館運営費等事業において、補助金交付決定前着手届の決裁が行われないまま保管していたので、適正に処理されたい。

(福祉保健総務課)

ウ 児童福祉施設入所負担金の未収金については、平成25年度末で約1,532万円であり、前年度末に比し、約29万円増加している。

今後とも、新規未収金の発生防止のために入所時における納入指導の徹底を一層図るとともに、過年度分の未収金について、未納者の現状を把握して適切な指導を行うなど、引き続き債権管理に努められたい。

(子ども未来課)

エ 母子寡婦福祉資金貸付金の償還金の未収金については、平成25年度末で約3,061万円であり、前年度末に比し約322万円減少している。

今後とも、新規未収金の発生防止に努めるとともに、過年度分の未収金について、未納者の現状を

把握して償還指導を行うなど、引き続き債権管理に努められたい。

（子ども未来課）

オ 児童扶養手当返還金の未収金については、平成25年度末で約1,408万円であり、前年度末に比し、約15万円増加している。

今後も、新規未収金の発生防止のために、市町村における窓口業務の指導の強化を図り、受給者の制度の理解を深めるとともに、過年度分の未収金について、未納者の現状を把握して償還指導を行うなど、引き続き債権管理に努められたい。

（子ども未来課）

カ 母子寡婦福祉対策資金貸付金の償還金の未収金については、平成25年度末で約34万円であり、前年度末に比し約9万円減少している。

今後も、過年度分の未収金について、未納者の現状を把握して償還指導を行うなど、引き続き債権管理に努められたい。

（子ども未来課）

キ 郵便切手類使用簿において、複数人による四半期ごとの現物確認がなされていないので、和歌山県物品管理等事務規程（昭和39年和歌山県訓令第20号）に基づき、適正に処理されたい。

（子ども未来課）

ク 旅行命令をすべきところ外出承認でしていたので、適正に処理されたい。

（長寿社会課）

ケ 児童福祉施設入所負担金の未収金については、平成25年度末で約322万円であり、前年度末に比し約23万円減少している。

今後も、新規未収金の発生防止を図るとともに、過年度分の未収金について、未納者の現状を把握して適切な指導を行うなど、引き続き債権管理に努められたい。

（障害福祉課）

コ 知的障害者福祉施設入所負担金の未収金については、平成25年度末で約30万円であり、前年度からほとんど回収が進んでいない。

今後も、過年度分の未収金について、未納者の現状を把握して適切な指導を行うなど、引き続き債権管理に努められたい。

（障害福祉課）

サ 特別障害者手当等返還金の未収金については、平成25年度末で約142万円であり、前年度に比し約32万円減少している。

今後も、過年度分の未収金について未納者の現状を把握して償還指導を行うなど、引き続き債権管理に努められたい。

（障害福祉課）

シ 障害者自立支援特別対策事業費補助金等返還金の未収金については、補助対象事業者の不正により新たに発生したものであるが、平成25年度末で約75万円となっている。今後も未納者の現状を把握して適切な指導を行うなど、早期の債権回収に努められたい。

（障害福祉課）

ス 看護職員修学資金貸付金の返還金について、平成25年度末で約50万円が収入未済となっているので、未納者の現状を把握し、適切な債権管理に努められたい。

（医務課）

セ 集中調達物品の調達に係る消耗品の納品について、納品書が添付されていないものがあったので、平成21年1月5日付け出第306号会計管理者及び財第235号総務部長通知に従い、適正に処理されたい。

（医務課）

ソ 旅行命令をすべきところ外出承認でしていたので、適正に処理されたい。

(健康推進課)

商工観光労働部

ア 中小企業振興資金貸付金については、連帯保証人への徴求等を行うなど、債権回収に取り組まれているところであり、平成25年度末現在における収入未済額(元金)は約83億3,119万円となっており、前年度に比し約1億8,951万円増加している。

今後とも、分割納入中の延滞先については、経営状況を十分把握し、分割納入額の増額交渉を強化し、また、既に事業を廃止、倒産又は休業状態にある延滞先については、連帯保証人への徴求などを強化し、債権管理に万全を期されたい。

(商工観光労働総務課)

イ 台帳扱い物品の調達に係る消耗品の納品について、納品書に受付印は押印されているが、担当者の個人印の押印がなされていないものがあったので、平成21年1月5日付け出第306号会計管理者及び財第235号総務部長通知に従い、適正に処理されたい。

(商工観光労働総務課)

ウ 和歌山県中小企業新分野進出支援事業費補助金返還金について、平成25年度末現在の未償還額は約1,162万円であり、前年度から回収が進んでいない。

今後とも、未納者の現状を十分把握し、履行期限延長承認申請書の分納計画どおり返還されるよう、引き続き債権管理に努められたい。

(企業振興課)

エ 起業家創出支援事業の賃料について、平成25年度末現在で約24万円が未収金となっており、未納者への催告強化等により徴収に努められたい。

(企業振興課)

オ 早朝出発夜間帰着の条件を満たす旅行命令において、早朝出発夜間帰着欄への記入がなされていなかったため、適正に処理されたい。

(企業振興課)

カ 早朝出発夜間帰着の条件を満たす旅行命令において、早朝出発夜間帰着欄への記入がなされていなかったため、適正に処理されたい。

(産業技術政策課)

キ 台帳扱い物品の調達に係る消耗品の納品について、納品書に受付印及び担当者の個人印の押印がなされていないものがあったため、平成21年1月5日付け出第306号会計管理者及び財第235号総務部長通知に従い、適正に処理されたい。

(企業立地課)

ク 週38時間45分の勤務時間を超えているにもかかわらず、代休に係る25/100の手当の支給が不足している事例があったため、適切に処理されたい。

(観光交流課)

農林水産部

ア 旅行命令をすべきところ外出承認でしていたため、適正に処理されたい。

(農林水産総務課)

イ 入札不調により、落札者がいないことを理由に報償費で請書を徴する物品調達を行っているが、総務事務集中課への合議が行われていなかったため、適正に処理されたい。

(農林水産総務課)

ウ 台帳扱い物品の調達に係る消耗品の納品について、納品書に受付印及び担当者の個人印の押印がなされていないものがあったため、平成21年1月5日付け出第306号会計管理者及び財第235号総務部長通知に従い、適正に処理されたい。

(農林水産総務課)

エ 旅行命令をすべきところ外出承認でしていたので、適正に処理されたい。

(食品流通課)

オ 旅行命令をすべきところ外出承認でしていたので、適正に処理されたい。

(農業農村整備課)

カ 土地改良事業等の竣工に伴い、当該事業で設置した工作物を既に市町村及び土地改良区に譲与し、
底地のみが県所有となっている土地については、引き続き計画的に譲与を進めるよう努められたい。

(農業農村整備課)

キ 正規の勤務時間外に公用車を運転した職員の超過勤務については、平成23年3月25日付け人第495
号人事課長通知に従い、適正に処理されたい。

(果樹園芸課)

ク 台帳扱い物品の調達に係る消耗品の納品について、納品書に受付印及び担当者の個人印の押印が
なされていないものがあったので、平成21年1月5日付け出第306号会計管理者及び財第235号総務部
長通知に従い、適正に処理されたい。

(畜産課)

ケ 旅行命令をすべきところ外出承認でしていたので、適正に処理されたい。

(畜産課)

コ 農業改良資金貸付金償還金の未収金については、平成25年度末で元金の未収金は発生していない
が違約金の未収額が約544万円となっており、昨年度末に比べ約91万円減少している。

今後も、新規滞納者の発生防止とともに未納者への償還指導の徹底などにより、債権管理に努め
られたい。

(経営支援課)

サ 旅行命令をすべきところ外出承認でしていたので、適正に処理されたい。

(経営支援課)

シ 林業・木材産業改善資金貸付金については、関係機関と連携を図りながら未収金の回収に努めら
れており、平成25年度末の未収金額は約1,397万円であり、前年度末に比し約44万円減少している。

今後も、新規滞納者の発生防止とともに未納者への償還指導の徹底などにより、債権管理に努め
られたい。

(林業振興課)

ス 集中調達物品以外の物品の調達に係る消耗品の納品について、納品書が添付されていないものが
あったので、平成21年1月5日付け出第306号会計管理者及び財第235号総務部長通知に従い、適正に
処理されたい。

(林業振興課)

セ 超過勤務・休日勤務命令簿兼振替等整理簿(その1)において、超過勤務時間数の累計が60時間を
超えている超過勤務命令があったので、適正に処理されたい。

(林業振興課)

ソ 正規の勤務時間外に公用車を運転した職員の超過勤務については、平成23年3月25日付け人第495
号人事課長通知に従い、適正に処理されたい。

(林業振興課)

タ 旅行命令をすべきところ外出承認でしていたので、適正に処理されたい。

(林業振興課)

チ 早朝出発夜間帰着の条件を満たす旅行命令において、早朝出発夜間帰着欄への記入がなされてい
なかつたので、適正に処理されたい。

(林業振興課)

ツ 沿岸漁業改善資金貸付金の未収金については、平成25年度末で現年度分の未収金は発生していな

いが、過年度分が約1,367万円、確定分の違約金が約448万円であり、合計金額では前年度末に比し約112万円減少し約1,816万円となっている。

今後も、新規滞納者の発生防止とともに未納者への償還指導の徹底などにより、債権管理に努められたい。

（水産振興課）

テ 旅行命令をすべきところ外出承認でしていたので、適正に処理されたい。

（資源管理課）

県土整備部

ア 道路改良工事現場への不法投棄に伴う撤去費用について、平成25年度末で約22万円が収入未済となっているので、適切な債権管理に努められたい。

（県土整備総務課）

イ 工事請負契約不履行に伴う違約金及び延納利息について、平成25年度末で約25万円が収入未済となっている。

今後も、引き続き適切な債権管理に努められたい。

（技術調査課）

ウ 夜間帰着の条件を満たす旅行命令において、早朝出発夜間帰着欄への記入がなされていなかったもので、適正に処理されたい。

（技術調査課）

エ 旅行命令をすべきところ外出承認でしていたので、適正に処理されたい。

（検査・技術支援課）

オ 旅行命令簿において、用務地誤りや居住地発着（直行・直帰）の有無欄の記載漏れにより旅費が過払いとなっていた事例があったので、適正に処理されたい。

（検査・技術支援課）

カ 正規の勤務時間外に公用車を運転した職員の超過勤務については、平成23年3月25日付け人第495号人事課長通知に従い、適正に処理されたい。

（道路政策課）

キ 土木使用料（道路）の未収金は、平成25年度末で約33万円となっており、前年度に比し約11万円減少している。

今後も、引き続き適切な債権管理に努められたい。

（道路保全課）

ク 旅行命令をすべきところ外出承認でしていたので、適正に処理されたい。

（道路保全課）

ケ 正規の勤務時間外に公用車を運転した職員の超過勤務については、平成23年3月25日付け人第495号人事課長通知に従い、適正に処理されたい。

（道路保全課）

コ 橋梁設計損害金、工事請負契約不履行に伴う違約金及び延滞金並びに不法占用代執行経費の収入未済額は、平成25年度末で約30万円で前年度末に比し約471万円減少している。

今後も、未納者の現状を把握し、引き続き適切な債権管理に努められたい。

（道路建設課）

サ 弁護士報酬の支払において、終了謝金は委任契約書に基づき協議して額を定め支払を行っているが、額を定めるに当たっての決裁が得られていなかったもので、適正に処理されたい。

（道路建設課）

シ 業務委託契約不履行に伴う違約金は、平成25年度末で前年度末と同額の約265万円が収入未済となっているので、引き続き適切な債権管理に努められたい。

(河川課)

ス 土地占用料等の未収金は、平成25年度末で約25万円と前年度末に比し約7万円増加しているため、適切な債権管理に努められたい。

(河川課)

セ 河川敷地の不法占用については、平成25年度末現在で16件あり、引き続き不法占用者に対しては厳正に対処されたい。

また、不法占用を防止するため、河川パトロール等により、河川巡視の強化を図られたい。

(河川課)

ソ 廃川敷地の処理について、不法占用となっている土地については厳正に対処するとともに、不法占用を防止するため資産保全手続及び定期的なパトロールを実施されたい。

また、各案件に適した早期処理方針を検討するとともに、引き続き適正管理に努められたい。

(河川課)

タ 工業用水水利使用料及び発電水利使用料の収入調定については、5月末日及び10月末日を納期限として年2回に分割して行っているが、その根拠となる規定がなく、工業用水水利使用料の収入調定を12月に一括して行った事例も見受けられたことから、規程の整備を行い、適正な収入処理を行われたい。

(河川課)

チ 正規の勤務時間外に公用車を運転した職員の超過勤務については、平成23年3月25日付け人第495号人事課長通知に従い、適正に処理されたい。

(河川課)

ツ 正規の勤務時間外に公用車を運転した職員の超過勤務については、平成23年3月25日付け人第495号人事課長通知に従い、適正に処理されたい。

(下水道課)

テ 土地区画整理事業の貸付金の返還金について、平成25年度末で約8,852万円が収入未済となっているため、引き続き適切な債権管理に努められたい。

(都市政策課)

ト 超過勤務・休日勤務命令簿兼振替等整理簿において、公共交通機関による移動時間が超過勤務命令時間に含まれていたため、適正に処理されたい。

(都市政策課)

ナ 公営住宅の家賃等の未収金について、長期滞納者に対しては、訴訟を提起するなど案件に応じた回収に努められているところである。平成25年度末現在の収入未済額は約1億1,390万円で、前年度末に比し約2,142万円減少しているが依然として多額である。

今後とも、未納者の現状を把握して、各振興局、県住宅供給公社及び委託管理人と連携し、適切な債権管理に努められたい。

(建築住宅課)

ニ 県営住宅明渡等請求事件により発生した損害賠償金について、平成25年度末で約143万円が収入未済となっているため、適切な債権管理に努められたい。

(建築住宅課)

ヌ 平成26年3月末までに、福祉保健総務課を通じて国(内閣府)に交付申請すべき「台風第12号に係る災害救助費国庫負担金(平成25年度精算分)」について、期限までに交付申請しなかったために、平成25年度和歌山県歳入歳出決算において約503万円の歳入欠陥が生じていたため、適正に処理されたい。

(建築住宅課)

ネ 県営住宅管理人の委嘱において、家賃を3か月分滞納している者に委嘱していた事例があったため、

管理人の人選については、適正に行われたい。

(建築住宅課)

ノ 集中調達物品以外の物品の調達に係る消耗品の納品について、納品書に受付印及び担当者の個人印の押印がなされていないものがあったので、平成21年1月5日付け出第306号会計管理者及び財第235号総務部長通知に従い、適正に処理されたい。

(建築住宅課)

ハ 港湾施設使用料等の未収金について、平成25年度末で約1,893万円となっており、前年度末に比し約354万円増加している。

今後、未納者の現状を把握し、適切な債権管理に努められたい。

(港湾空港課)

ヒ 集中調達物品以外の物品の調達に係る消耗品の納品について、納品書が保管されていないものや納品書に受付印の押印がなされていないものがあったので、平成21年1月5日付け出第306号会計管理者及び財第235号総務部長通知に従い、適正に処理されたい。

(港湾整備課)

会計局

ア 証紙売りさばき代金損害賠償金について、平成25年度末現在の収入未済金は、約864万円であり、前年度末に比し約1万円減少している。

今後、債務者に対して引き続き交渉を行い、収入未済金の徴収に努められたい。

(会計課)

イ 誤った支出命令額のまま審査及び支払を行っていた事例があったので、今後このようなことがないように、適正に処理されたい。

(会計課)

ウ 県立和歌山産業技術専門学院において、実習用教材車として軽自動車6台(合計評価額6,961,500円)の寄附を受け入れているが、地方機関事務決裁規程(昭和63年和歌山県訓令第7号)第3条の規定により、学院長が専決できる事項に該当しないので、今後このようなことがないように、適正に指導されたい。

(総務事務集中課)

県議会事務局

ア 旅行命令をすべきところ外出承認でしていたので、適正に処理されたい。

(県議会事務局)

選挙管理委員会

ア 旅行命令の重複により、旅費の二重支払を行った事例があったので、今後このようなことがないように、適正に処理されたい。

(選挙管理委員会)

教育委員会

ア 平成18年5月に支給された退職手当について、平成19年4月に刑が確定したため、元職員に返納を求めているが、平成25年度末で約1,277万円が収入未済となっている。

今後とも、債権の回収と適切な債権管理に努められたい。

(給与課)

イ 進学奨学金等返還金の未収金については、貸付金債権管理マニュアルを作成し、償還指導等に努められているところであるが、平成25年度末で約8億5,146万円となっており、前年度末に比し約2,864万円増加している。

今後、未納者の現状を把握し、効率的に収納率を高める方策の検討を行い、引き続き債権管理に努められたい。

(生涯学習課)

ウ 修学奨励金返還金の未収金については、平成25年度末で約6,247万円となっており、前年度末に比し約522万円増加している。

「意思・意向確認調査」を実施し、未納者の現状を把握するなど、未収金対策に努められているが、今後も未収金の発生防止のため償還指導の徹底を図り、引き続き債権管理に努められたい。

(生涯学習課)

エ 和歌山県特別支援学校いきいき交流教室委託事業の前金払について、契約変更(委託費の減額)に伴い委託費の総額を超えた前金払(減額分の過渡し)が発生していたにもかかわらず、戻入調定(過誤払)せずに誤って事業完了後に精算戻入で対応したため、戻入処理が遅れていたため、今後このようなことのないよう、適正に処理されたい。

(生涯学習課)

オ 平成25年度ゴールデンキッズ発掘プロジェクト運営に係る業務において、県が実施主体となる委託事業であるにもかかわらず、委託先で独自に設定した参加者負担金を徴していた。事業実施に当たっては、予算の範囲内で適正な執行に努められたい。

なお、負担金を徴し事業執行する場合は、その根拠を明確にすること。

(スポーツ課)

カ 平成25年度ゴールデンキッズ発掘プロジェクト「第17回育成プログラム」において、報償費及び特別旅費が誤払いされていたため、今後このようなことがないよう、適正に処理されたい。

(スポーツ課)

キ 旅行命令をすべきところ外出承認でしていたため、適正に処理されたい。

(文化遺産課)

ク 旅行命令簿において、移動方法欄の記載不備により旅費不支給となっていたため、適正に処理されたい。

(健康体育課)

公安委員会

ア 放置違反金の平成25年度末における未収金は、約1,949万円であり、前年度末に比し約331万円減少している。

今後も、未納者の現状を把握し、適切な債権管理に努められたい。

(警察本部)

イ 損害賠償金及び修繕料の支払を伴う公用車による事故が複数発生していたため、今後は事故防止に留意し、車両の適正な管理に努められたい。

(警察本部)

(3) 検討事項

企画部

ア コスモパーク加太の未利用地(866,780㎡)については、地域活性化のための利活用策について引き続き検討されたい。

(企画総務課)

イ 旧南紀白浜空港跡地(365,407㎡)については、地域活性化のための利活用策について引き続き検討されたい。

(企画総務課)

環境生活部

ア 交通公園内の自動販売機については、現在その施設の指定管理者に設置許可を与えているが、貸付等の手法を検討されたい。

(県民生活課)

福祉保健部

ア 旧六星寮の跡地について、処分方針を決定の上処理を進められたい。

(障害福祉課)

県土整備部

ア 平成3年12月に貸し付けた和歌山県土地開発公社に対する「公共用地の取得に伴う代替地の取得に係る県貸付金」については、貸付残高約3億3,300万円のうち約1億8,500万円が長期にわたり使用されずに定期預金で保有されているので、返済請求等財務管理が適切に行われるよう、検討されたい。

(用地対策課)

イ 廃道敷地については、平成25年度末で9件が未処理となっているので、引き続き廃道敷地の現況に応じた適正な管理に努めるとともに処分等を進められたい。

(道路保全課)

ウ 道路整備事業の残地について処理方針を検討されたい。

また、事業休止中のため未利用となっている土地については、一部の事業について再開されているものの今後も適切な管理に努め、利活用を検討されたい。

(道路建設課)

エ 都市公園内の自動販売機については、現在その施設の指定管理者などに設置許可を与えているが、貸付等の手法を検討されたい。

(都市政策課)

(4) 上記以外の機関について、事務の執行は、おおむね適正であると認めた。

なお、改善を要すると認められた軽微な事項については、その都度注意を行った。